

広島県告示第二百十七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、二級河川野呂川水系河川整備計画を令和三年三月二日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦